

## 領海の幅に関する国際合意

高林, 秀雄  
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1783>

---

出版情報 : 法政研究. 49 (1/3), pp.143-170, 1983-03-25. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 領海の幅に関する国際合意

高 林 秀 雄

## 一 国連海洋法条約の採択

第三次国連海洋法会議は、一九八二年四月三〇日に新海洋法条約文の採択に成功した。<sup>(1)</sup>ふりかえってみると、一九七〇年の国連総会は、海洋法の広範な諸問題を審議するための第三次海洋法会議を三年後に開催することを決議し、一九七三年の同総会は、海洋の諸問題が相互に密接に関連するので全体として審議すること、および、広く受諾可能な単一の海洋法条約を採択することを、同会議に要請したのであった。

今回の海洋法会議は、一九七三年末に第一会期を開催して手続問題を審議し、一九七四年夏の第二会期から実質審議を開始して以来九年間、一回の会期、延べ九三週間にわたる交渉のすえ、一九八二年春の第一会期において、ついに条約文の採択にこぎつけたのである。この間の審議経過において、一九七五年の第三会期に「非公式単一交渉草案」、一九七六年の第四会期に「改訂単一交渉草案」、一九七七年の第六会期に「非公式統合交渉草案」が作成され、そ

の後、一九七九年の第八会期に同統合草案の第一次改訂案、一九八〇年の第九会期にその第二次改訂案が、同年の再開第九会期には「海洋法条約草案(非公式テキスト)」と題したその第三次改訂案が発表された。さらに、一九八一年の再開第一〇会期においては、これが公式文書としての「海洋法条約草案」に発展して、第一一會期における交渉原案の地位をもつことになった。<sup>(2)</sup>

第三次海洋法会議が、二年間の実質審議という当初の予定を大幅にこえる、九年間にわたる長期交渉になったのは、その対象とする事項が海洋に関する国際法の広範な分野について、現代国際社会の必要に應ずるための全面的な再検討を行なう目的をもっていたのにくわえて、交渉結果を集約するための表決手続に課された厳格な条件によるところが多かった。一九七三年の国連総会は、海洋法会議の表決手続について、「会議は実質事項についてコンセンサスで合意に達するようあらゆる努力を払うべきであり、コンセンサスに達するすべての努力が尽されるまでは実質事項について投票に訴えるべきでない」という。「紳士協定」<sup>(3)</sup>を採択していた。この紳士協定の趣旨をとりいれた海洋法会議の手続規則は、表決手続について次の規定を設けていた。<sup>(4)</sup>

**第三九条 1** 海洋法条約文全体の採択 (the adoption of the text of the Convention on the Law of the Sea as a whole) を含む、すべての実質事項に関する会議の決定は、出席し投票する代表の三分の二の多数によって行なわれる。ただし、この多数のなかに会議の当該会期に参加する国の過半数以上を含んでいなければならない。

**第三七条 1** 実質事項が投票に付される前に、一般的な合意に達するためのすべての努力が尽されたことの認定が、手続規則第三九条第一項に定める多数決によって行なわれなければならない。

2 前項の認定を行なう前に、以下の手続を用いることができる。

(a) 実質事項が第一回目に投票に付されるときに、議長は一〇日をこえない期間内で、この事項の投票を延期することができる。

し、また一五国以上の代表が要請するときにはこの投票を延期しなければならない。この規定は、当該事項について一回だけ適用することができる。

第三九条<sup>2</sup> 手続規則第三七条は、条約全文体の採択には適用されない。もっとも、同条約の最後の条文の採択から四日をこえない間は、この条約を投票に付してはならない。

ところで、一九八一年の再開第一〇会期は、一九八二年春の第一一会期を最終会期と自ら規定するとともに、予定される八週間の議事進行について、五段階の審議計画を作成した。それは、次の日程表で示されていた。<sup>(5)</sup>

(1) 最初の三週間（三月八日―二六日） これまでの交渉における未解決問題についての協議

(2) 第四週目（三月二九日―四月一日） 交渉結果の本会議における報告と討論、条約草案に含められるべき修正箇所を示す会議

役員団 (Collegium) のメモランダム<sup>(6)</sup>の刊行

(3) 第五週目（四月六日―一二日） 条約草案に対して公式の修正提案を提出できる時期の決定

(4) 第六―七週目（四月一三日―二二日） 公式修正提案の提出とそれらに関して一般的合意を探究するための手続

(5) 第八週目（四月二三日―三〇日） 海洋法条約および決議案の採択

さて、第一一会期は、一九八二年三月八日から開始されて、直ちに未解決問題に関する非公式協議に入った。そして前会期に定められた審議日程に従い、第二段階の冒頭たる三月二九日に、コー会議議長、エング第一委員会委員長、二一国協議グループの共同議長、アギラール第二委員会委員長、ヤンコフ第三委員会委員長およびブリースレイ起草委員会委員長は、それぞれ過去三週間における非公式協議の結果についての報告書を本会議に提出し、その後四月一日までの間これらの報告書に対する各国代表の意見表明が行なわれた。<sup>(6)</sup> この討議を参考にして、四月二日に会議役員団から、条約草案に含められるべき修正箇所を示すメモランダムと追加提案が発表された。<sup>(7)</sup>

つぎに、第三段階に入った四月七日に、コー議長は、これまでの交渉においてはその適用が停止されてきた手続規則第三三条、つまり各国代表が公式修正提案を提出できるという規定の適用を四月八日から開始すること、修正提案の対象となるのは海洋法条約草案と、前記の会議役員団のメモランダムおよび追加提案であること、ならびに、修正提案の提出期限を四月一三日までとすることの承認をとりつけた。つづけて、議長は、提出された公式修正提案に対する投票を、手続規則第三七条第二項(a)に基づいて八日間延期すること、第四段階としての各国修正提案に対する趣旨説明と討論を、四月一四日から二一日までの間に本会議で実施すること、ならびに、この期間中にコンセンサスに達するためのあらゆる努力を払うことを決定した。<sup>(8)</sup>

さらに、第五段階に入った四月二三日に、コー議長は、審議の最終段階の開始を宣言するとともに、これまでに行なわれたコンセンサスに達するための交渉の結果に関する報告書を提出した後、手続規則第三七条第一項に基づき、一般的合意に達するためのすべての努力が尽されたことを認定し、あわせて、四月二六日を各国修正提案に対する投票日と決定したのである。<sup>(10)</sup> かくて、四月二六日に個別条文に対する各国修正提案についての投票をむかえるにあたり、コー議長は再度各国代表に対して、コンセンサスを達成するために修正提案をプレスしないよう要請し、その結果三一の修正提案のうち多くが撤回された。しかし、撤回を拒んだスペイン提案の二つの項目とトルコ提案は、表決の結果いずれも否決された。<sup>(11)</sup> その後会議は、ナミビアの条約参加資格に関する新提案をコンセンサスで採択し、また、深海底制度についての交渉の進展を記載した議長報告を受理した。<sup>(12)</sup>

いよいよ会期最終日の四月三〇日、コー議長は、海洋法条約草案と四つの決議案ならびにこれらに対する修正と追加を一体のものとして取扱うことを議題として採択し、これを会議がコンセンサスで採択するよう要請した。しかし、米国代表が投票によることを要求したので、表決に入った結果、賛成一三〇、反対四、棄権一七で海洋法条約と

四決議案を一括して採択したのであった。<sup>(13)</sup> こうして採択された「国連海洋法条約」は、本文三三〇条と九つの附属書からなる大部のものであるが、その他に、第一決議案「国際海底機構及び国際海洋法裁判所のための準備委員会を設立する決議」、第二決議案「多金属性団塊開発に関する先行投資を規律する決議」、第三決議案「非独立地域に関する決議」、第四決議案「民族解放運動に関する決議」をともなう膨大な文書から構成されている。その後の海洋法会議の日程としては、七月と八月の間ジュネーブで起草委員会を開催して条文の表現上の調整を行ない、九月に本会議を再開して起草委員会からの勧告を採択し、一二月に最終議定書署名会議を開催して一切の任務を終了することになった。なお、この海洋法条約は、その後二年間署名のために開放され、六〇国が批准書または加入書を寄託した日から一二カ月後に効力を発生することになる。

ここでみたように、海洋法会議第一一會期における外交交渉は、前會期に決定された審議計画に従って議事を進め、かつ、手続規則の規定に忠実に従って条約文全体の採択を行なったことが判明するのである。そうすると、四月三〇日に行なわれた海洋法会議の決定は、条約法に関するウィーン条約第九条にいう「条約文の採択 (adoption of the text)」に相当するものであろう。また、起草委員会の勧告を採択するための九月の再開第一一會期では、同じく条約法条約第一〇条に規定する「条約文の確定 (authentication of the text)」が行なわれたものと考えられることができる。<sup>(14)</sup> したがって、海洋法に関する広範な諸問題を取扱うために開催された第三次海洋法会議は、条約文の採択をもって事実上任務を終了したのであって、条約文の確定ならびに同条約と最終議定書への署名という手続だけが、その後に残されたとみることができるのである。

(1) 海洋法会議の暫定議事録は、この海洋法条約を「海洋法に関する国際連合条約 (The United Nations Convention on the Law of the Sea)」と称している。The Third United Nations Conference on the Law of the Sea, Eleventh

- Session, Provisional Summary Record of the 182nd Plenary Meeting, 30 April 1982, A/CONF.62/SR.182.
- (2) Informal Single Negotiating Text, A/CONF.62/WP.8/Part I-III, A/CONF.62/WP.9. Revised Single Negotiating Text, A/CONF.62/WP.8/Rev.1/Part I-III, A/CONF.62/WP.9/Rev.1-2. Informal Composite Negotiating Text, A/CONF.62/WP.10. Informal Composite Negotiating Text/Revision 1, A/CONF.62/WP.10/Rev.1. Informal Composite Negotiating Text/Revision 2, A/CONF.62/WP.10/Rev.2. Draft Convention on the Law of the Sea (Informal Text), A/CONF.62/WP.10/Rev.3. Draft Convention on the Law of the Sea, A/CONF.62/L.78.
- (3) "Gentleman's Agreement" approved by the United Nations General Assembly at its 2169th meeting on 16 November 1973.
- (4) Rules of Procedure, A/CONF.62/30/Rev.3.
- (5) A/CONF.62/116.
- (6) A/CONF.62/SR.157-166. じふさの議定書はA/CONF.62/L.95, A/CONF.62/L.91, A/CONF.62/C.1/L.30, A/CONF.62/L.87, A/CONF.62/L.92, A/CONF.62/L.89.
- (7) A/CONF.62/L.93 and Corr.1, A/CONF.62/L.94.
- (8) A/CONF.62/SR.167.
- (9) A/CONF.62/L.132 and Corr.1, Add.1, Add.1/Corr.1.
- (10) A/CONF.62/SR.174.
- (11) 各国の修正提案は A/CONF.62/L.96-L.126. じふさの 表決に付されたスペイン提案は A/CONF.62/L.109. トルコ提案は A/CONF.62/L.120. じふさだ。
- (12) A/CONF.62/SR.175-SR.176. ナットンの条約参加資格に対する提案は A/CONF.62/L.137. じふさの 深海底制度に関する後の交渉進展に関する議長報告書はA/CONF.62/L.141/Add.1. じふさだ。
- (13) A/CONF.62/SR.181-SR.182.
- (14) もっとも 四月三〇日における条約文の採択は、その後起草委員会の検討を経ることを条件としており、また、起草委

員会からの勧告が広範囲にわたるものであったので、この勧告を審議した九月二四日の再開第一一會期の決定をもって条約文の採択、一二月一〇日の最終議定書への署名をもって条約文の確定と解釈することも可能であろう。

## 二 領海の幅に関する合意の前提条件

国連海洋法条約第三条は、「いずれの国も、この条約の定めるところにより決定される基線から測定して一二カイリをこえない範囲でその領海の幅を定める権利を有する」と規定した。この規定が合意されたことは、国際法史上に画期的な意義をもつものである。一九五一年のノルウェー漁業事件判決において、国際司法裁判所は、「海域の画定はつねに国際的な側面をもつのであって、国内法に表明された沿岸国の意思だけに依存することはできない。画定行為は沿岸国だけがそれを行なう権限をもっているから必然的に一方的行為であるが、他国に対する画定の効力は国際法に依存する」と判示した。<sup>(1)</sup>にもかかわらず、これまで国際法においては、一国が主張できる領海の幅の最大限を定める明確な規則が存在しなかったことも事実である。

国際法では伝統的に海洋を、国家領域の一部とされる領海および内水と、いずれの国にも属しない公海とに平面的に区分してきた。そして、地球上の海洋からいづれかの国の領海または内水に属する部分を除いた残りを<sup>(2)</sup>もって、公海の範囲としてきたのである。そのため、国家領域と公海の自由という内容的に正反対の基礎に立つ、二つの国際制度のそれぞれが適用される海域の境界線の位置は、海岸の基線から測定される、領海の幅に等しい線によって決定されることになった。<sup>(3)</sup>したがって、領海の幅の問題は、この二つの海域の境界を確定する効果をもつため、国家間の利害の対立をよんできたのである。たとえば、領海の幅が広いと、沿岸国に漁業が留保される海域が広く確保されるので

沿岸漁業国に有利になり、また、戦時においては交戦国の海上捕獲が禁止される中立水域が広くなるので、中立通商の利益を重視する国に有利になる。反対に領海の幅が狭ければ、他国の沿岸に近づいて漁業できるので遠洋漁業国に有利になり、また、沿岸国が外国の商船や軍艦の行動に干渉する機会を減少させるので、海運国や海軍国に有利になるわけである。

領海の幅の問題を歴史的にみるならば、一八世紀末の国家慣行においては、交戦国の敵対行動の禁止される中立水域の限界について、大砲の射程距離と三カイリの距離とが、同じ範囲の海域を表わすものとして国際社会に定着した。<sup>(4)</sup>海戦にあけくれた一八世紀が終り、海上に平和が訪れた一九世紀になると、平時の目的に奉仕する沿岸国の管轄権の限界をめぐって、国家間の利害が対立するようになったが、なお領海の範囲は「大砲の射程距離または三カイリ」という表現で、二つの距離があたかも同義語のように理解されて、国際関係に適用されてきた。

しかし、一九世紀後半になると、大砲の技術的進歩と漁業への近代技術の導入が、領海の幅の問題に影響をあたえるようになる。すなわち、アメリカ南北戦争中の一八六四年に大砲の射程距離が五カイリに達するようになると、中立水域の限界としての領海の範囲を再検討する必要に迫られた。また、一九世紀末に漁船が帆船から汽船になり、トロール漁法が導入されて、遠洋での操業が可能になるのにつれて、他国沿岸沖での漁業について沿岸国と紛争をおこす事例がふえてきた。沿岸漁業国側は、稚魚の生育地と考えられた沿岸近海について、三カイリの外側でもトロール漁法を禁止する国内法令を制定して、この禁止を沖合で操業する外国漁船にも適用することを要求したのである。こうして、大砲の射程距離が三カイリの距離に相応しなくなったことと、トロール漁業が沿岸漁場に悪影響をあたえることが、しだいに認識されるようになった。<sup>(5)</sup>

一八九四年に国際法学会が、<sup>アンステイヂェー</sup>一八九五年には国際法協会が<sup>アンシエンシヨ</sup>領海問題に関する規則を採択したが、この両学会の決議

はまったく同じ内容のものであった。そして、三カイリの距離がトロール漁法から沿岸漁場を保護するのに充分でないため、領海の幅を六カイリに拡大すべきであること、および、大砲の射程距離の増大にともない、戦時においては中立国が中立水域の限界を、六カイリから大砲の射程距離までの間で決定する権利をもつことを提案したのである。<sup>(6)</sup>一八九六年にオランダ政府は各国に書簡を送り、国際法学会および国際法協会の決議の趣旨に基づいて、領海の幅を六カイリで統一する条約を締結することを提案したが、領海の拡大が自国の海軍、商船あるいは漁船の行動範囲を制限することを危惧した諸国の消極的な反応にあい、具体化するにはいたらなかった。<sup>(7)</sup>

一九三〇年に国際連盟がハーグで開催した国際法典編纂会議においても、領海制度が法典化に適したテーマのひとつにあげられていた。その準備委員会が用意した「討議の基礎」では、領海の幅を原則として三カイリとし、それ以上の幅を歴史的に主張してきた国だけについて、その国名を列挙して三カイリ以上の幅を認める。また、関税上、衛生上の規則の違反または国土の安全への干渉を防止するために、沿岸国は距岸一二カイリまで接続水域を設定することができるとした。しかし、漁業に対する沿岸国の権利の問題は、関係国間の条約によって解決されるべき事項であるとし、また、戦争法と中立法の適用に関する領海の範囲の問題も、この会議における審議事項から除外していた。だが、ハーグ会議では、領海の幅について三カイリを原則としそれ以上を例外とする原案は、三カイリ以上の幅を主張してきた諸国の反撃をうけた。また、距岸一二カイリの接続水域の提案についても、その対象事項に漁業の管理が入っていないことを非難する国と、関係国間の条約によらなければ接続水域を設定できないと主張する国とがあった。結局、法典化会議は、領海の幅について意見の一致がみられなかったため、領海制度の成文化に失敗したのであった。ハーグ法典化会議が、一九世紀後半以来領海の幅について利害が激しく対立してきた、沿岸国の漁業管理権の問題と戦時における中立水域の問題とを、領海制度の審議対象から除外したことは、この問題に対する認識不足を示

したものであろう。<sup>(8)</sup>

一九五八年に国際連合が開催した第一次海洋法会議は、領海、公海、漁業保存および大陸棚の四条約を採択して、海洋法の多くの分野にわたる条約化に成功した。しかし、領海の幅については合意に達しなかつたので、一九六〇年に第二次海洋法会議をもったが、この問題を解決することができなかつた。この二回にわたる海洋法会議では、領海の幅について一二カイリを主張する諸国と、六カイリにとどめようとする諸国とが対立した。この対立を妥協させるために、沿岸国に漁業についてだけ領海におけるのと同じ権利をもつ漁業水域を認めて、一二カイリ以内の海域で領海と漁業水域とを組み合わせる提案がいくつか審議された。この種の妥協案の一方の型は、一二カイリ以内で領海の幅を沿岸国が決定するが、その幅にかかわらず距離一二カイリまでを漁業水域にするという、領海の拡大を指向する提案であり、他方の型は、領海の幅を六カイリにとどめることを条件にして、その外側にもう六カイリの漁業水域を認めるといふ、領海の拡大阻止を意図する提案であつた。つまり、兩種の妥協案とも距離一二カイリまで漁業水域を設立できる点では共通したのであつて、基本的な対立点は、領海の幅を六カイリでとどめるかあるいは一二カイリまでの拡大を許すかにあつた。これは、領海の幅が一二カイリまで拡大されると、沿岸国の領海となる海峡が一〇〇カ所以上におよび、国際海峡における船舶と航空機の通過に大きな影響を与えることが憂慮されたからにほかならぬ。

この対立は、当時における東西両陣営間の海洋戦略上の利害を反映するものであつたため、会議の帰趨は、いずれの陣営の提案が漁業上の利益についてより妥当な考慮を払うことによつて、会議参加国の多数を制するかにかつた。一九六〇年の会議において最も有力視されたのは米加共同提案であつて、その要旨は領海の幅を六カイリとし、その外側にもう六カイリの漁業水域を認めるが、漁業水域において過去五年以上の漁業実績をもつ他国は、今後一〇

年間この水域の漁業を継続することができるといふものであった。この提案は、総会議段階において、一定の条件をみたす沿岸国に一二カイリ外の漁業についても優先的漁業権を認めるといふ、ブラジル・キューバー・ウルグアイ共同修正案を受け入れる大幅な譲歩を行なったが、採択に必要な三分の二の多数にわずかの差で達することなく否決されてしまった。

第一次、第二次の海洋法会議では、領海の幅をめぐる対立を妥協させるために、距岸一二カイリ以内で領海の外側に漁業水域を設置することが提案されたが、妥協のための提案であるかぎり、会議の不成功とともに消滅するものと考えられていた。しかし、一九六〇年以後の国家実行においては、領海の幅とは独立して領海外に漁業について排他的管轄権を主張する国が激増してきた。国際司法裁判所は、一九七四年のアイスランド漁業管轄権事件判決において、国際法の発展により沿岸国の漁業管轄権の限界の問題が、領海の幅の問題とは分離してきたのであって、沿岸国が一二カイリの漁業水域を設置できること、および、沿岸国が沿岸漁業に強度に依存するときには、領海外の海域で他国との関係において優先的漁業権を主張できることが、慣習国際法として成立してきたと判示したのである。これまでは、領海の拡大によってのみ漁業に関する沿岸国管轄権の拡大が可能であると観念されてきたものが、領海の外側においても沿岸国が排他的あるいは優先的な漁業権を主張できることを、この判決が認めた点で重要である。また、一九六〇年以後においては、領海の幅に一二カイリを主張する国も次第に増加してきて、国際社会の多数派を形成するようになった。そのうえ、領海に二〇〇カイリを主張する国も漸増してきた。この事態を放置するならば、世界の主要航路を扼する国際海峡の多くが領海と化して、軍艦と商船の通航や航空機の上空通過に大きな障害になるだけでなく、ひいては、領海の幅を国際的に協定する機会も永久に失われてしまうおそれがでてきた。

他方、一九六七年の国連総会においてマルタ代表が、現存の大陸棚の外側に深海底制度を設立することを提案した

ため、国連は、海底平和利用委員会を設置してこの問題の研究を開始した。一九六九年の国連総会では、マルタ代表が、大陸棚の限界について明確な定義を定めるため、大陸棚条約を改正する国際会議開催の可能性を検討する決議案を提出した。この決議案は、大陸棚だけでなく海洋制度のすべてを再検討する国際会議開催の可否を加盟国に問う決議と修正された。各国政府への照会結果に基づき、一九七〇年の国連総会は、第三次海洋法会議を開催して海洋法のすべての問題を審議することを決定した。

こうした国連における深海底制度設立に関する国際会議開催の動きと平行して、一九六〇年代後半から米ソを中心とする先進国間では、沿岸国による海洋への管轄権の一方的な拡張による国際交通への悪影響を阻止するために、領海の幅について国際的な合意を達成するための国際会議を、新たに開催する問題が検討されてきたのであった。<sup>(11)</sup>だが、第三次海洋法会議で領海の幅を審議する場合には、過去の経過からみて国際海峡における通過権の問題と、領海の海洋資源に対する沿岸国の権利の問題が交渉の中心になることは、容易に予想された。しかし、すでに世界の多くの国が領海の幅に一二カイリを採用してしまった状況では、再びこの幅をより狭い距離に縮小させうる見込みはほとんどないし、また、圧倒的多数の国が領海の外側に距岸一二カイリの漁業水域を設定してしまつた以上、再度距岸一二カイリの漁業水域を認めることをもって妥協の手段にすることも無意味になっていた。

そのため、先進国側は、領海の幅の問題について、今回は一二カイリで統一する方針を打ち出した。そして、国際海峡においてすべての船舶と航空機が、通過の目的に関して公海におけるのと同じ自由を有することと、沿岸国が領海の漁業について優先的な漁業権をもつこととを、そのための条件にしたのである。この先進国側の態度は、一二カイリ領海の普及にともなつて生ずる戦略上、国際交通上の障害を最少限にするために、沿岸国に対して漁業上の利益を提供しようとするものであつて、基本的には前二回の海洋法会議における西欧諸国の提案と同じ性質のものであ

った。ただ、前二回には領海の幅をめぐる軍事利害を対立させてきた米ソ両国が、今回の会議においてその利害が一致した理由として、ソビエトの海軍力が急速に増強されて米国と拮抗する大海軍国になったことがあげられるだろう。その結果、ソビエトの海洋政策も大きく転換してきて、他国の領海の拡大を阻止して海軍力の行動の自由を確保し、国際海峡における軍艦と軍用機の通過の自由を維持することについて、米国と戦略上の利害を共通にするようになった。ここに、領海の幅の問題に対する先進国の方針が、その社会体制の差をこえて一致するようになったのである。

これに対して、アジア、アフリカ、ラテン・アメリカの開発途上国は、すでに国際社会に圧倒的な多数を占める大国家群に成長してきた。これらの諸国は、前二回の海洋法会議におけるように、先進国側の提案にそって自国の利害を判断したり、先進国側の提案に若干の修正をくわえて有利な条件を引きだすような、他律的な態度をとるものではなくなった。これらの諸国は、国際社会における一大集団として、積極的に開発途上国の立場から独自の提案を出すようになった。開発途上国側としても、領海の幅を一二カイリで統一することに格別の反対を示さなかったけれども、国際海峡においては、通航の利益と沿岸国の利益とをバランスさせる無害通航制度が最も合理的であり、むしろ海上交通の現状にかんがみ外国船舶に対する沿岸国の規制権を強化すべきであると主張し、また、領海外の海洋資源についても、それらが沿岸国の天然資源の一部を構成するものであり、沿岸国がその探査および開発について主権的権利をもつ、距岸二〇〇カイリの排他的経済水域を設立することを提案したのであった。

こうして、領海の幅の問題については、先進国も開発途上国ともに一二カイリの距離で統一することを暗黙の前提にして、先進国側は、国際海峡における通過の自由の制度化に主眼をおき、開発途上国側は、領海外の海洋資源に対する排他的権利の獲得に関心を寄せたのである。ここに、領海の幅をめぐる国際情勢は、東西両陣営の利害が対立

する東西問題から、先進国と開発途上国の利害が対立する南北問題へと、その性格を一変させたのである。それゆえ、第三次海洋法会議における審議対象事項について、一九七二年の海底平和利用委員会が作成したりストにおいては、領海の幅の問題とやらんで、国際航行に使用される海峡の問題と、領海外に設置される排他的経済水域の問題とが掲げられている。<sup>(12)</sup>つまり、これまでの国際会議においては、領海の幅の問題の一環として軍事上の利害と漁業上の利害の調整が論じられてきたが、第三次海洋法会議では、この二つの問題が領海の幅の問題とは一応別個の問題として交渉されることになったわけである。このことは、領海外の海洋資源に対する沿岸国の権利の問題と、国際海峡における通過権の問題とが、領海の幅をめぐる係争点から除かれたことを意味するものではなくして、むしろ、この二つの問題に対する合理的な解決が、領海の幅を一二カイリで合意するための前提条件になったのであった。事実、海洋法会議における交渉は、この二つの前提問題をめぐって展開されたのであって、領海の幅に関する規定(同条約第三條)が直接に議論されることはほとんどなかったのである。

(1) Fisheries Case (United Kingdom v. Norway), I. C. J. Reports, 1951, pp. 132-133.

(2) 公海に関する条約第一条。

(3) 領海及び接続水域に関する条約第六条。

(4) 拙著「領海制度の研究(第二版)」第三章第三節参照。

(5) 同書、第四章参照。

(6) "Règles adoptées par l'Institut sur la définition et le régime de la mer territoriales", *Annuaire de l'Institut de Droit International*, 13, p. 328, "Règles relatives aux eaux territoriales", *International Law Association, Report of the Seventeenth Conference*, p. 114.

(7) オランダ政府の提案に対して、日本政府は、明治二十九年(一八九六年)の閣議において、つぎの結論に達している。

「就而者本件ニ関スル帝国ノ利害ヲ考フルニ第一漁業其他海産業ニ関シテハ帝国ハ其ノ隣国ノ企業冒險ニ対シ懸念ヲ懐ク

ヘキコト無之故ニ此点ヨリ考フレハ専用沿海ノ区域ヲ拡張スルコトハ帝国ニ取リテハ實際何等ノ利益モアラザルベク第二自衛ノ点ヨリ言フモ領海ノ区域ヲ拡クルコトハ今日ノ如キ蒸汽船及迅速ナル巡洋艦アル時代ニハ外敵ニ対シ毫モ防御ヲ増進スルコトナク第三歳入ノ保護ニ関シテハ財政上ノ目的ノ為メ何レノ国ニ於テモ前記提議ノ新境界以外ニスラ有限ノ管轄權ヲ有スルコトハ已ニ是認セラレタルモノニ有之候ニ付帝国ガ何等ノ点ニ於テモ専用沿海ノ区域ヲ拡張スルガ為ニ幾分ノ利益ヲモ享クベシトハ思ハレズ候

又帝国ハ朝鮮国及露領西比利亞沿海ニ於テ漁業ニ対シ廣大ナル利害ヲ有シ而シテ帝国漁夫ハ清国海岸及台湾ニ接近スル西班牙国所領地ノ沿海ニ於テ近々良好ナル漁業場ヲ発見スベシト予定スルモ敢テ理ナキニ無之故ニ一概ニ領海ヲ拡クルコトハ帝国ノ海外海産業ニ対シ有害トナルベキニ付専用沿海に關シテハ今日ノ区域ヲ其尽ニ維持スル方帝国ノ利益ト致思考候」

外務省編『日本外交文書』第二九卷、五七四—五七八頁。

- (8) League of Nations, Conference for the Codification of International Law, Bases of Discussion, Vol. II, Territorial Waters, 1929, C. 74, M. 39, 1929, V. Acts of the Conference for the Codification of International Law, Meeting of the Committees, Vol. III, Minutes of the Second Committee, Territorial Waters, 1930, C. 351(b), M. 145(b), 1930, V. 前掲拙著、第五章第四節参照。
- (9) 横田實三郎著『海ノ国際法』上巻四〇—七六頁、同補遺、八七—九一—八七—五六頁、前掲拙著、一四七—一五〇頁。
- (10) Fisheries Jurisdiction Case (United Kingdom v. Iceland), I. C. J. Reports, 1974, pp. 3-35.
- (11) Leigh S. Ratner, "The law of the sea: A crossroads for american foreign policy," *Foreign Affairs*, Summer 1982, p. 1007.
- (12) "List of subjects and issues relating to the law of the sea", *Report of the Committee on the peaceful uses of the sea-bed and the ocean floor beyond the limits of national jurisdiction*, General Assembly, Official Records, Twenty-seventh Session, Supplement, No. 21 (A/8721), pp. 5-8.

## 三 海洋資源に対する沿岸国の権利

ここでは、領海外の海洋生物資源に対する沿岸国の権利の問題を、海底平和利用委員会および海洋法会議における、関係条文の作成経過をたどる観点から検討したい。<sup>(1)</sup>

まず、一九七一年の海底平和利用委員会に出された米國提案では、領海の幅を一二カイリにすることを前提にしたうえで、領海外の漁業について漁獲対象となる魚種別に、沿岸国の漁業権の取扱いを規定していた。すなわち、沿岸国と関係出漁国とで設立される国際漁業機関は、領海外の漁業について最大持続的生産を可能にする水準で許容漁獲量を決定する。沿岸国は、隣接水域の魚種につき自国の漁獲可能性を割当てられる優先的漁業権をもつ。遡河性魚種については、母川国の漁獲可能性をその国に割当てられる優先的漁業権が認められる。沿岸国を含むすべての国は、当該魚種の許容漁獲量のうちで沿岸国または母川国に割当てられた残りの部分について、漁獲する権利を有する。もっとも、高度回遊性魚種の漁獲は、関係国間の合意によって規制される、というものであった。<sup>(2)</sup>一九七二年のソビエト提案も、開發途上国である沿岸国について、領海外における優先的漁業権を認める点で米國提案に近いものであった。<sup>(3)</sup>

これに対する開發途上国側の提案のなかで代表的なものは、アフリカ一四国の提案であった。この提案は、天然資源に対する永久的主権の観念を領海外の海洋資源に対して適用することを意図したものであって、すべての国は領海外の天然資源に対して主権をもつ排他的經濟水域を設定する権利を有すること、各国はこの水域の生物・非生物資源の管理、規制および開發ならびに汚染の防止と管理のための排他的管轄権を有すること、經濟水域は領海の基線から

二〇〇カイリ以内とすること、すべての国の船舶と航空機はこの水域において航行と上空飛行の自由を享有することなどを規定していた。<sup>(4)</sup>このように、海底平和利用委員会における討議では、領海外の漁業資源に対する沿岸国の権利の問題について、先進国側は、沿岸国の漁獲能力に見合う優先的漁業権を認めることを提案したのに対して、開発途上国側は、すべての海洋資源に対する排他的管轄権を沿岸国が行使することを主張したのであって、双方の提案は基本的に対立していた。

つぎに、第三次海洋法会議に出された提案では、もはや領海外の生物資源に対する優先的漁業権の提案は姿を消し、先進国側も開発途上国側ともに領海外に資源水域の設置を認める方向にむかった。この種の提案のなかで、開発途上国の立場を代表するのがアフリカ一八国提案<sup>(5)</sup>であるが、基本的に海底平和利用委員会に出されたアフリカ一四国提案と同趣旨のものであり、二〇〇カイリ水域内のすべての生物資源の管理を、原則として沿岸国の自由裁量のもとにおこうとするものであった。これに対して、米国が出した新提案においては、魚種別の資源管理制度を維持しながらも、距岸二〇〇カイリの経済水域における生物、非生物資源の探査および開発について沿岸国の主権的権利を認めるとともに、この水域内の生物資源の保存と利用について沿岸国に一定の義務を課そうとしていた。すなわち、沿岸国は、経済水域内の生物資源の保存を確保しなければならず、この目的のために入手できる最善の証拠に基づいて、最大持続的生産量を実現できる水準に魚種を維持するように、許容漁獲量およびその他の保存措置が決定されること、沿岸国は、水域内の生物資源の完全利用を確保する義務を負い、許容漁獲量のうちで自国民が利用しない部分について、他国民の漁獲を許可しなければならないこと、また、各国は、生物資源の保存、配分および合理的管理のための基準と指針の立案につき、直接にまたは適当な国際漁業機関の制度内で協力することを提案したのである。<sup>(6)</sup>この米国提案は、沿岸国に二〇〇カイリ水域内の生物資源の完全利用を義務づけることによって、他国がその余剰分に

ついて入漁できる条件を確保しようとしたものである。

海洋法会議では、領海外に設立される経済水域の内実をめぐる先進国と開発途上国の立場を調整するために、ノルウェーのエベンセン大使を座長とする交渉グループが設けられた。その協議結果を集約したのがエベンセン草案であって、魚種別の管理制度を採用するとともに、経済水域における沿岸国の主権的権利の行使につき、いくつかの条件を課しているのが特徴である。<sup>(7)</sup>すなわち、エベンセン草案は、まず、経済水域における沿岸国の保存義務について、第五条第一項の冒頭において、水域内の生物資源に対する沿岸国の主権的権利の行使にあたって、資源の維持が過度の漁獲によって危険にさらされないことを、適当な管理および保存措置により確保するよう沿岸国に義務づけている。同項はつづけて、この目的のため沿岸国が適当な国際漁業機関と協力すること、同機関に参加している諸国も、当該機関が管理および保存の問題について沿岸国に協力することを可能なかぎり確保するよう求めている。また、同条第二項において、前項の保存義務の一環として、沿岸国が水域内の生物資源について許容漁獲量を決定し、その他の保存措置を定める権利を行使するにあたっては、入手できる最善の証拠に基づいて最大持続的生産量を維持し回復するための措置を採用すること、および、漁獲される魚種に関連する魚種への影響を考慮にいれることを要求している。さらに、第六条第二項は、経済水域における生物資源の利用について、沿岸国が漁獲能力を有しない許容漁獲量の部分への他国の入漁を認めなければならないとしている。もっとも、この漁獲能力の決定は沿岸国によって行なわれる。なお、第七条第一項は、経済水域における生物資源の保存と合理的利用に関する基準および指針を作成するために、直接にまたは適当な国際漁業機関の制度内で、諸国が協力しなければならないと規定している。このように、エベンセン草案は、沿岸国が経済水域の天然資源の探査、開発、保存および管理のための主権的権利をもつこと（第一条第一項）を承認しながらも、この主権的権利の行使にあたっては、可能なかぎり適当な国際漁業機関と協力する

ことを沿岸国に求め、また、国際漁業機関の制度内で資源の保存と合理的利用に関する基準と指針を作成するために諸国が協力することを要求するなど、水域内の生物資源の保存と利用が、その漁業に係る諸国の共通の関心事項であることを示唆する規定が設けられていた。

さて、一九七五年の海洋法会議第三会期は、このエベンセン草案を基礎にして「非公式単一交渉草案」を作成した。しかし、単一草案の第五〇条（現第六一条）は、エベンセン草案の第五条の条文構成を変更したため、その構想が大きく変化することになった。エベンセン草案の第五条第二項では、経済水域における沿岸国の保存義務の一環として、水域内の生物資源の許容漁獲量を決定し、その他の保存措置を定める権利に言及していたのに対し、単一草案では、そのなかから「沿岸国は、排他的経済水域における生物資源の許容漁獲量を決定しなければならない。」とする文言だけを、冒頭の第一項に移して単独の条項にしたため、沿岸国の保存措置に関する単一草案の第二項以下の規定との関連性が切り離されてしまった（現第六一条第一項）。また、単一草案の同条第二項では、「沿岸国は、入手できる最善の証拠を考慮に入れ、排他的経済水域内の生物資源の維持が過度の漁獲によって危険にさらされないことを、適当な保存および管理措置を通して確保しなければならない。適当な場合には、沿岸国および地域のまたは世界的な関係機関は、この目的のために協力する。」と規定した（現第六一条第二項）。そのため、エベンセン草案では、水域内の生物資源の保存が適当な国際漁業機関と協力して、客観的な見地で行なわれることを予定していたのに対し、単一草案では、水域内の保存管理措置が沿岸国の主観的な判断で行なわれる色彩が強くなった。もっとも、単一草案は同条第三項以下において、保存管理措置の採用にあたって最大持続的生産量の維持や関連魚種への影響を考慮することを、沿岸国に求めているのは確かであるが、第二項の「入手できる最善の証拠を考慮に入れ」という条件が、「保存および管理措置」だけにかかって、エベンセン草案とは異なり、第一項の「許容漁獲量の決定」にはかからなくなっている。

まった。その結果、単一草案においては、排他的経済水域における許容漁獲量の決定について、沿岸国が大幅な自由裁量権を行使できることになった。<sup>(8)</sup>

つぎに、経済水域内の生物資源の利用について、エベンセン草案では、沿岸国が漁獲能力を有しない許容漁獲量の部分について、他国の漁獲を認めなければならぬとしていた(第六条第二項)。これを単一草案は、沿岸国が許容漁獲量のすべてを漁獲する能力がない場合には、余剰分に対する他国の漁獲を認めなければならぬと修正された(現第六二条第二項)。そのため、エベンセン草案においては、他国の入漁を認めるのが原則であったのが、単一草案では、他国の入漁を許すのが例外的な場合であるかのような表現になっている。さらに、エベンセン草案では、経済水域内の生物資源の保存と合理的利用に関する基準と指針を作成するために、諸国が協力することを唱っていたが(第七条第一項)、この規定が単一草案には採用されなかった。それゆえ、利害関係国の協力によって、経済水域の資源保存と利用とを客観的な基準と指針に基づいて実施するという、エベンセン草案に示された構想が単一草案では一掃されて、経済水域の生物資源の保存と利用が沿岸国の排他的な管理のもとにおかれる傾向が強化されたのである。

ふりかえてみると、エベンセン草案においては、経済水域内の生物資源を沿岸国の天然資源と位置づけながらも、なお、一九五八年の漁業保存条約のように、水域内の資源保存については、沿岸国とその水域へ出漁する他国との共同作業によって保存措置を策定するという思想を残していたと考えられる。それゆえ、エベンセン草案における経済水域内の沿岸国の保存義務に関する規定(第五条第二項)は、その文言中の「沿岸国」という表現を「関係国」と変更しただけで、そのまま単一草案の公海における生物資源の保存に関する規定(第一〇六条第一項―現第一一九条第一項)へと配置がえることができたのである。こうして、経済水域の生物資源の保存と利用に関する規定は、エベンセン草案から単一草案へと移行する過程において、水域内の資源管理に関する思想が根本的に変化したとみる

ことができるのである。

海洋法会議において交渉草案は、単一草案の作成以後に数次にわたって改訂されたが、排他的経済水域の生物資源の保存と利用に関する規定(現第六一―六二条)は、実質的な修正をうけることなくそのまま海洋法条約まで維持されている。また、その後この条約の漁業条項の解釈または適用に関する紛争の解決手続も合意された。しかし、排他的経済水域の生物資源に対して沿岸国が主権的権利をもつ関係で、許容漁獲量の決定、沿岸国の漁獲能力の決定、他国への余剰分の割当の決定、あるいは、沿岸国の保存管理法で定められる条件の設定など、沿岸国の裁量権に属するような主権的権利またはその行使に関する紛争は、海洋法条約に規定する紛争の強制的解決手続への付託を除外されることになった(第二九七条第三項(a))。もっとも、これらの紛争を附属書Vに定める調停手続に付託することは可能であるが、沿岸国が自国水域の資源保存義務の遵守を明白に怠った場合、沿岸国が許容漁獲量および自国の漁獲能力の決定を恣意的に拒否した場合、あるいは、沿岸国が存在すると宣言した余剰分の他国への割当てを恣意的に拒否した場合にかぎって、一方的な付託が許されるだけである(第二九七条第三項(b)―傍点筆者)。さらに、排他的経済水域における沿岸国の主権的権利またはその行使に係る法律の施行活動に関する紛争も、当事国が海洋法条約の紛争解決義務の例外とする旨を宣言することが許されるのである(第二九八条第一項(b))。このように、沿岸国は、自国の排他的経済水域における生物資源の保存と利用について、大幅な自由裁量権をもつことになったわけだ、この水域に出漁する他国としては、これらの問題に関する沿岸国の権限行使の当否を、条約に規定する国際裁判で争うことができないだけでなく、調停に付託して解決する機会も制限されることになったのである。

かくて、領海の幅を一二カイリで統一するための前提条件の一つとされた、領海外の海洋資源に対する沿岸国の権利の問題は、国連海洋法条約において距岸二〇〇カイリの排他的経済水域を設立して、その上部水域、海底および

その下の生物ならびに非生物資源の探査、開発、保存および管理のための主権的権利を沿岸国に付与するという、新しい国際制度を創設することによって解決された。ここに、第三次海洋法会議は、領海外の海洋資源の管理制度を、伝統的な公海の自由から新たに沿岸国の主権的権利のもとに移すという、革命的な作業を実現したのであって、まさに国際法において前例を見ない平和的変更のケースといえることができるであろう。<sup>(10)</sup>

(1) 領海外の海洋資源に対する沿岸国の権利の問題には、大陸棚の鉱物資源に対する権利の問題も関連するが、すでに一九五八年の大陸棚条約によって、大陸棚の天然資源に対する沿岸国の主権的権利が承認されており、また、一九六九年の北海大陸棚事件に関する国際司法裁判所の判決も、大陸棚に対する沿岸国の権利が慣習法上の地位をもつことを認めている (North Sea Continental Shelf Cases, I. C. J. Reports, 1969, p. 39) ので、既定の事実とみなされてきた。もっとも、大陸棚の範囲の問題に関する海洋法会議の交渉は難航したが、これは領海の幅の問題と直接に関連する問題ではなかったのだから、この検討から除外している。

- (2) A/AC.138/SC. II/L. 4, Article 3.
- (3) A/AC.138/SC. II/L. 6.
- (4) A/AC.138/SC. II/L. 40.
- (5) A/CONF. 62/C. 2/L. 82.
- (6) A/CONF. 62/C. 2/L. 47.
- (7) Evensen Text on the Economic Zone, Sixth revision, 16 April 1975.
- (8) 川上健三「国際漁業制度の動向と対策」『海洋法と海洋政策』第五号、一五頁参照。
- (9) この点は、排他的経済水域における沿岸国の主権的権利の行使において、他国の航行、上空飛行、海底電線および海底パイプラインの敷設の自由ならびに権利に対して、この条約の規定に違反して行動したと申立てられた場合には、条約の強制的紛争解決手続に付託される(第二九七条第一項(a))のと対照的である。

(10) Bernard H. Oxman, "An analysis of the exclusive economic zone as formulated in the Informal Composite

Negotiating Text," in Thomas A. Clingan, Jr. ed. *Law of the Sea: State practice in the zones of special jurisdiction*, 1982, p. 57. なお、排他的経済水域の設立は、沿岸国にとって「巨額の持参金を持つ花嫁との結婚」とも  
らわれている。 *ibid.*, p. 73.

#### 四 国際海峡における通過権

ここでは、領海の拡大にもなつて生ずる国際交通への悪影響を回避するための、国際海峡における船舶と航空機の通過権問題の審議経過を、海底平和利用委員会ならびに第三次海洋法会議における、関係条文の作成を通して検討したい。

一九七一年に海底平和利用委員会に出された米国提案は、公海の一部と公海の他の部分または外国の領海との間における国際航行に使用される海峡において、通過中のすべての船舶および航空機は、その海峡を通過する目的のため公海におけるのと同じ航行の自由を有する、というものであった。<sup>(1)</sup>一九七二年のソビエト提案も、公海と外国の領海とを結ぶ海峡を対象から除外したほかは、米国提案と同じ趣旨のものであった。<sup>(2)</sup>この先進国側の提案の特徴は、領海の拡大によって生ずる国際海峡における通航への障害の増大を阻止するために、船舶と航空機が通過の目的について国際海峡においても、公海におけるのと同じ絶対的な自由を確保しようとするものであつて、伝統的な領海における無害通航制度の例外を設定しようとしたものである。これに対して、一九七三年に出された海峡沿岸国八カ国提案は、国際海峡もまた沿岸国の領海の一部を構成するものであるから、領海の通航と国際海峡の通航とは一体のものと  
して取扱われるべきであつて、無害通航権が沿岸国の利益と国際交通の利益とをバランスさせるための最も良い制度

であると主張し、むしろ最近における海上交通の実情からみて、軍艦の通航だけでなく原子力船や核兵器運搬船の通航に關しても、海峡沿岸国が事前の通告または事前の許可を要求することが認められなければならないとしたのである。<sup>(3)</sup>この海峡沿岸国の提案の特徴は、国際海峡における無害通航制度を維持するだけでなく、特定の種類の外国船の通航に対する沿岸国の規制権を強化することを求めたものである。

こうした国際海峡の通過権をめぐる先進国と海峡沿岸国との対立は、海洋法會議における双方の提案でもそのまま維持された。<sup>(4)</sup>この対立を解決するために出されたのが英国提案であつて、国際海峡について自由通過権でも無害通航権でもない新しい海峡制度を設立することによって、通過の利益と海峡沿岸国の正当な利益とを、合理的に調整しようとするものであつた。<sup>(6)</sup>この英国提案の骨子は以下の諸点にある。すなわち、国際海峡の通過について、伝統的な領海の無害通航権とは別個に新しい国際制度を設立する。そして、すべての船舶と航空機は、国際海峡において通過通航権を享有する。通過通航とは、公海の一部と公海の他の部分との間の海峡における、継続的かつ迅速な通過の目的のみのために航行および上空飛行の自由を行使することをいう。海峡沿岸国は、通過通航を妨害または停止してはならない。通過通航中の船舶と航空機は一定の義務を遵守しなければならず、また、海峡沿岸国は一定の事項につき通過通航に關する法令を制定することができる。<sup>(7)</sup>この英国提案が、通過通航権という新しい概念を導入することによって、相対立する提案を妥協させた点で會議参加国の支持をうけ、その規定の多くが単一草案にそのまま取り入れられることになった。これらの規定は、その後数次にわたる交渉草案の改訂にあたつても実質的な修正をうけることなく、現在の国連海洋法條約第三部の規定となつたのである。

いうまでもなく、領海における無害通航権とは別個の新海峡制度の設立を必要としたのは、領海の幅の拡大によつて従来は公海とされてきた海峡の部分が、海峡沿岸国の領海内に編入されることによつて生ずる、国際交通への悪影

響を回避するためである。<sup>(8)</sup>ゆえに、新海峡制度が適用されるのは、公海または排他的経済水域の一部分と公海または排他的経済水域の他の部分との間における、国際航行に使用されている海峡に限定される。この種の海峡であっても、海峡沿岸国の島とその本土とによって形成された海峡で、その島の海側に航行上同様に便利な公海通路または排他的経済水域通路が存在するような、適当な代替通路がある場合には新制度が適用されない。<sup>(9)</sup>また、海峡内に航行上同様に便利な公海通路または排他的経済水域通路が存在するような海峡、および、長年にわたる国際条約で通航が規制されている海峡についても、新制度が適用されないことになる。

新国際制度の適用される海峡においては、すべての船舶と航空機が妨げられない通過通航権を有することになる。通過通航権を行使する船舶と航空機は、海峡またはその上空を遅滞なく進行すること、海峡沿岸国の主権、領土保全もしくは政治的独立に対する、または、国連憲章に規定する国際法の原則に違反する武力の威嚇または行使を慎しむこと、不可抗力または遭難により必要とされる場合を除いて、船舶または航空機の通常の形態での継続的かつ迅速な通過に附随した活動以外の活動を慎しむことが要求される。したがって、この種の海峡において、通過の目的だけのために軍艦を含むすべての船舶が航行の自由を、軍用機を含むすべての航空機が上空飛行の自由を享有することになり、また、船舶の通常の形態での通過が許されるため、潜水艦は浮上することなく他国の海峡を通航できることとなるので、先進国が主張した公海におけるのと同等の航行と上空飛行の自由に近い通過権が保障されることになった。<sup>(10)</sup>もっとも、海峡沿岸国は、船舶の安全な通航を促進するため必要なとき、権限のある国際機関の審議を経た後に、海峡内に航路を指定し分離通航方式を設定することができる。また、航行の安全と海上交通の規制ならびに汚染の防止に関する国際規則に合致する措置の実施について、および、漁船による漁獲の防止、外国船による海洋調査の規制、沿岸国の通航上、財政上、出入国管理上または衛生上の法令に違反する行為の防止について、通過通航に関する法

令を制定することができ、この種の法令は、外国船舶に差別を設けてはならず、また、その適用にあたって通過通航権を損うような實際的効果をもたらしてはならないとされている。これらは、領海の一部である国際海峡における外国船舶の通航について、海峡沿岸国の管轄権行使を制限する性質のものである。

こうして、領海の幅を二カイリで統一するためのもう一つの前提条件とされた、国際海峡における通過権の問題は、伝統的な領海の無害通航制度とは別個に、すべての船舶と航空機に妨げられない通過通航権を認める、新しい国際制度を設立することによって解決されたのである。この新海峡制度は、国際交通の利益のために海峡沿岸国の領域権行使に対して、新規の制限を課したことに特徴があるということができよう。

第三次海洋法会議は、領海外の海洋資源に対する沿岸国の権利の問題と、国際海峡における通過権の問題とについて、会議参加国間に満足できる解決策が合意されたことにより、これらとのパッケージとして、領海の幅を最大限二カイリとすることに合意が成立したのであった。しかし、国連海洋法条約に規定されたこれらの問題に関する解決策は、伝統的な国際法の構造に大きな変革を迫ることになったのである。

国際法において海洋は、伝統的に公海と領海との二つの海域に平面的に区分され、それぞれに異った法制度を適用するという二元的な構成がとられてきた。もっとも、公海の高底については大陸棚制度が設立されて、上部水域と海底とに立体的に異なる法制度が導入されたが、沿岸国の領域的管轄権の限界たる領海の範囲の問題に、直接影響を与えるものではなかった。そして、公海についてどの国も主権を主張することができず、すべての国の自由な使用に開放されるという、公海自由の原則が適用されてきた。これに対して、領海は沿岸国領域の一部としてその主権のもとにおかれ、慣習国際法上の制限たる外国船舶の無害通航権を除いて、原則として沿岸国の自由かつ排他的な支配のも

とにおかれてきた。一九五八年に採択された領海条約と公海条約は、領海制度と公海制度を構成する国際法規について詳細な規則を確認した。にもかかわらず、この両制度の適用海域の境界線の位置を定める領海の幅の問題を未解決のまま残したため、その後の国際関係を不安定にしてきたのであった。

ゆえに、国連海洋法条約において、沿岸国が主張できる領海の幅の最大限を一二カイリと規定したことの意義は、きわめて大きいといわなければならない。しかしながら、領海の幅の問題を解決するために進められた海洋法会議の交渉の過程で、領海外の海洋資源に対する沿岸国の権利の問題と、国際海峡における通過権の問題とを解決するために、新しい国際制度を設立するにいたったことはすでにみた通りであるが、これが結果として、伝統的な国際法における海洋の二元的構成を崩壊させる方向に進んだことにも注目しなければならない。すなわち、沿岸国の海洋資源に対する権利を制度化した排他的経済水域の設立は、公海と領海の間海域に、海洋資源の管理については沿岸国が領海におけるのと大差のない権限を行使するが、すべての他国は、航行の自由、上空飛行の自由、海底電線敷設の自由、ならびに、これらの自由に関連するその他の合法的な海洋使用の自由について、公海におけるのと同じ権利をもつという、新しい法的地位をもつ海域を出現させることになったのである。また、国際海峡における通過権の問題の解決は、公海または排他的経済水域の一部分と公海または排他的経済水域の他の部分との間において、国際航行に使用されている海峡について、すべての船舶と航空機が通過の目的につき航行の自由と上空飛行の自由を行使するといふ、新しい国際制度の設立へと導びいたのであって、海峡沿岸国の領海の一部に対して新規の負担が課される水域を出現させたのである。このように、海洋法の二元的構成を前提にして、公海と領海との間の境界線を確定するために要請された領海の幅の決定は、かえってこの二元的構成を崩壊させるような新しい国際制度を設立することによって、はじめて国際的な合意に達することができたのであった。

- (1) A/AC.138/SC. II/L.4.
- (2) A/AC.138/SC. II/L.7.
- (3) A/AC.138/SC. II/L.18.
- (4) 先進国側の東欧六カ国提案 (A/CONF.62/C.2/L.11) と海峡沿岸国側のオーマン提案 (A/CONF.62/C.2/L.16) がその例にあげられる。
- (5) A/CONF.62/C.2/L.3.
- (6) John R. Stevenson and Bernard H. Oxman, "The Third United Nations Conference on the Law of the Sea: The 1975 Geneva Session", A. J. I. L. Vol. 69, No. 4, 1975, p. 773.
- (7) 栗林忠男「国際海峡の通航制度(一)」『法学研究』第四八巻第五号、五五—六〇頁、杉原高嶺「国際海峡における通過通航制度」『船舶の通航権をめぐる海事紛争と新海洋法秩序』第一号、日本海洋協会、三二—三四頁。
- (8) しかし、それだけの理由ならば、領海の幅が拡大される以前から領海とされてきた、両岸間の距離が六カイリ以下の国際海峡に通過通航権を適用できるかの問題が生ずる。だが、条文の文脈からみると、この種の海峡について新制度の適用が排除されるとは考えにくいので、国際交通の利益のためにこの規定の適用対象となるすべての国際海峡について、新海峡制度を設立することに合意が成立したとみるべきであろう。
- (9) この種の海峡と公海または排他的経済水域の一部分と外国の領海との間にある海峡には、無害通航制度が適用される(第五五条)。
- (10) Horace B. Robertson, Jr. "Passage through international straits: a right preserved in the Third United Nations Conference on the Law of the Sea", *Virginia Journal of International Law* Vol. 20, No. 4, 1981, pp. 836-850.